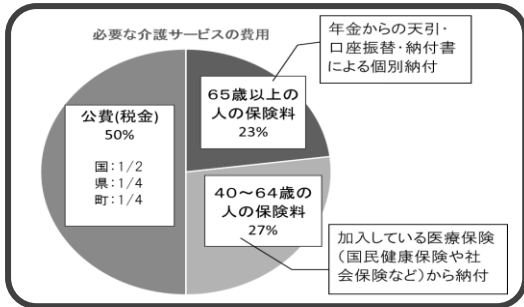


介護保険料について

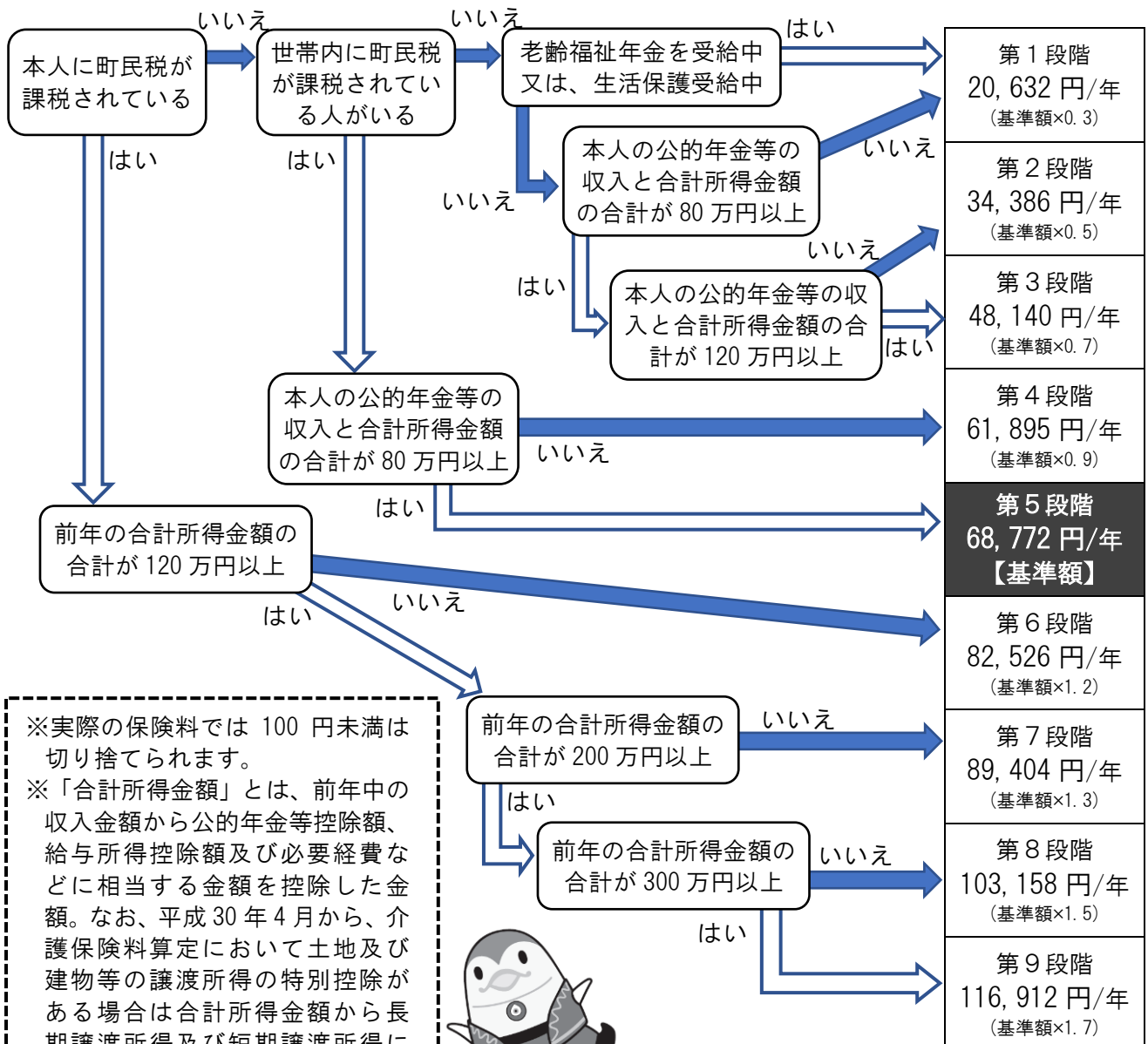
介護サービスにかかる費用は公費(国・県・町の負担金)と保険料を財源としています。
 介護保険の給付に係る費用の23%を65歳以上の方が負担することとなっており、
 今期の保険料は、来年度までのこれらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。(平成30年度に算出)



$$\text{基準額 } 68,772 \text{ 円/年 (5,731 円/月)} = \frac{\text{串本町で介護保険給付にかかる費用} \times 23\% \text{ (65歳以上の人の負担分)}}{\text{串本町の65歳以上の人数}}$$

介護保険料の計算方法

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料については下図のとおりです。



※実際の保険料では100円未満は切り捨てられます。
 ※「合計所得金額」とは、前年中の収入金額から公的年金等控除額、給与所得控除額及び必要経費などに相当する金額を控除した金額。なお、平成30年4月から、介護保険料算定において土地及び建物等の譲渡所得の特別控除がある場合は合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額が控除されています。



日本・トルコ友好のまち
 串本町 マスコットキャラクター
まぐトル